

新築を購入したら補助します！

江田島市に定住を目的として、自らが居住する家を新築または購入(新築物件に限る)され、転入した方に費用の一部を助成します。定住をご検討の方はぜひご活用ください！

新築住宅の
最大**30**万円を
助成してくれる！

これから
江田島市で
暮らしていこう！



■対象者(①～④すべてに該当すること)

- ①転入日の前日から起算して2年以内に市内に住所を有していない方
- ②転入後は5年以上継続して江田島市の住民基本台帳等に記録され、かつ、生活の本拠を本市におく方
- ③**転入前1年以内～転入後3年以内**に自らが居住する目的で、市内に新築住宅を購入した方
- ④以前に当該補助事業による助成を受けていない方

■補助対象

- ①左記の対象者に該当する方
- ②住宅の登記を済ませた方
- ③住宅に定住する意思表示をした方
- ④新築住宅を購入した方

■補助金の額

対象経費の30%に相当する額(限度額30万円)。

※ただし、補助金交付後5年以内に譲渡したり、転居・転出により生活の本拠を他に移したりした場合は、補助金の全部または一部を返還する。

提出書類等の詳細は下記QRコードよりご覧ください。



【お問い合わせ】

江田島市 企画振興課 江田島市大柿町大原505番地 3階

Tel:0823-43-1630

mail:kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

定住促進事業補助金

